



市章

大津市公報

令和7年3月25日
号外(第13号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次	頁
○ 条 例	
48 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1

条 例

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第48号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の5中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第13条の5の10中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第18条第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第4項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第5項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第18条の4第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第7項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第8項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第13条の5、第13条の5の10、第18条及び第18条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。